

2004年度第1回私立大学図書館協会
東海地区協議会図書館管理・運営実務責任者会議記録

実施日時：2004年10月21日（木） 13：30～17：00

場 所：愛知学院大学 図書館情報センター3F 視聴覚学習センター多目的ホール

テーマ：「図書館管理者が必要とする著作権に関する知識」

参加者数：26大学（38名）

【報告1】

「大学図書館と著作権」

早稲田大学図書館 総務課長 中元 誠

最初に、図書館が提供するサービスと著作権制度とのかかわりという観点から、著作権制度の概要について説明があった。また、セルフ式コピー機が普及したことに伴い図書館資料の複製が問題となっているが、その問題に関して図書館団体と権利者団体との間で積み重ねられてきた協議の経過について報告があった。大学図書館における複写が著作権法に従うものであることを保証するための取り組みとして、国公私立大学図書館協力委員会では平成15年3月に『大学図書館における文献複写に関する実務要項』を作成し、著作権を遵守した運用の呼びかけを行っている。また、平成16年3月には、日本複写権センターとの間で『大学図書館協力における資料複製に関する利用許諾契約』を締結し、大学図書館において文献複写物のファックス送信が可能となったことなどが報告された。

【報告2】

「図書館と著作権問題 ～視聴覚資料の扱いについて」

日本図書館協会 営業事業部 安達 勝一

“著作権”についての説明の後、「図書館における利用者サービスと著作権」として、図書館資料の貸し出しが認められている法的根拠について説明があった。さらに、図書館資料の中でも取り扱いに制約の多い“映画の著作物”に関して、その定義と大学図書館における貸し出しの取り扱いについて説明があった。また、日本図書館協会が2004年4月からサービスを開始した、図書館向け映像資料ブロードバンド配信システム『ELIB(Electronic Library)』の紹介も行われた。

【主な質疑応答の内容】

(1) 去る9月16・17日の「東海地区著作権セミナー」で、著作物が権利者の了解を得なくても利用できる場合に該当すれば、複写の方法はコピー機でなく「スキャナー」でもいいのかとの質問をしたら、「いい」との回答を得ました。実際に「スキャナー」での文献複写サービスを実施しておられる大学があれば実情をお伺いしたい。

⇒ 国立大学は大半の大学がスキャナーに切り替わっているが、私立大学では実施しているところは殆どない。最終的な複製物は“紙”という前提なので、データとして渡すことには問題がある。

(2) 図書委員会で冊子体を電子ジャーナルに移行すること積極的に進め、保存用のFD・

CDを作成することを検討すると決めましたが、著作権法上可能でしょうか。

⇒ 複製権、公衆送信権に抵触する。著作権者から許諾を得る必要がある。

(3) 「大学図書館における文献複写に関する実務要項」における複写申込・誓約書の提出が非常に困難です。何か良い運用方法はないのでしょうか。

⇒ なかなか難しいのが実情。適正な管理に向けた努力をしているということが重要。

(4) 現在、図書館の方針で視聴覚資料の館外貸出は行っていないが、ビデオ・DVD等を講義で使用したいと教員から申し出があった場合は、どう対応すればよいでしょうか。

⇒ 補償金の処理をしていない資料を貸し出すことは不可。補償金の処理が出来ている資料であれば、貸し出すことは可能。あとは各図書館の方針になる。

(5) 館外貸出・上映の著作権をクリアしたものであれば、「大学図書館」でも館外貸出が可能と理解して良いのでしょうか。

⇒ 良い。また、上映については、無償・非営利であれば著作権をクリアしていなくても認められる。

(6) ソフトというべきか、メーカー側で館外貸出等の著作権をクリアにした価格設定がないケースがありました。そのような場合は、館外貸出不可として扱うべきなのでしょうか。また、著作権処理済み価格の設定はないが、館外貸出をしてもよいと回答があった場合は、その旨が書かれた覚書を先方から取っておけば良いのでしょうか。

⇒ 覚書があれば可。

(7) 教員が海外で購入してきたDVDを図書館資料とした場合、リージョン・コードが違うために国内仕様のDVDプレイヤーでは再生できません。現在、世界対応型プレイヤーというものが出回っていますが、これを図書館に設置して、海外で購入したDVDを利用に供することは可能でしょうか。また、図書館ではなく、視聴覚教室等に世界対応型のプレイヤーを設置し、授業で使用させるということについてはいかがでしょうか。

⇒ 世界対応型プレイヤーは一般的に入手可能なルートで販売されているものなので、図書館に設置することは問題ない。また、教室に設置して使用することも問題はない。

以 上